

ひとり ひとり ひかる

2006 1/1

第43号



発行：かしの木の会/かしの木の里内 一宮市畠田字砂原 2147 : kasisato@f7.dion.ne.jp

桼の木園：kasien@k3.dion.ne.jp 桿の木作業所：kasisyo@k2.dion.ne.jp

かしの木 ホームページ <http://www.h3.dion.ne.jp/~kst/>



※福祉フェスティバル尾西にてみたらしを焼く堀江会長と会員の皆さん!!!

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様、読者の皆様には益々ご健在のこととお慶び申し上げます。さて、いよいよ本年から自立支援法が施行されようとしています。今度の制度は、今までの支援費制度をご破算にした新旧脈絡のないまったく別の障害者福祉施策です。わたしたちは、この嵐のように大きな風を大海を乗り切るために順風にしなければなりません。それは自立支援法をよく理解し、親子ともども良き将来に向かって歩めるよう上手くこの制度を活用していくということです。本会も、今後有識者や行政関係者の講演会、説明会を努めて開催していきたいと思います。どうか皆様もご出席戴き、全体がより良い方向に前進するよう一致団結して頑張ろうではありませんか。

会長 堀江 昭夫

【43号さぼうの目次】

表紙・写真・目次	P. 1
福祉情報コーナー／「自立支援法」	P. 2~3
地域福祉コーナー／一宮市社会福祉協議会尾西支部		
福祉フェスティバル尾西	P. 4
かしの木の会コーナー①／研修委員会		
「峰島教授の自立支援法講演会」	P. 5
かしの木の会コーナー②／バザー委員会	P. 6
施設コーナー／かしの木の里「自活訓練事業」	P. 7
文芸コーナー①／こぼれ話	P. 8
文芸コーナー②／一宮市尾西俳句会	P. 9
お知らせコーナー／かしの木音楽会等	P. 10



福祉情報コーナー

障害者自立支援法 その2

障害者自立支援法案
可決



平成17年10月31日、ついに障害者自立支援法が可決された。その後、すぐに内閣が改造され第3次小泉内閣が発足した。厚生労働大臣も替わった。この法案の行く末も見守って欲しかったのに・・・

前号の「きぼう42号」では、利用者負担などの情報を提供した。今回は、施設体系の見直しに焦点をあてていきたい。

施設から更生や授産の文字が消える

平成18年10月から施設体系の見直しが始まる。これから約5年をかけて、施設・事業の段階的移行が行われるのである。更生施設や授産施設という種別を取り払って、デイサービスなども含めて、日中活動の支援を見直していくものである。対象となる施設毎に、障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援のカリキュラムを作るのである。檸の木園や檸の木作業所の中でも、基本的な生活習慣や生活のリズムを獲得することを目的とした介護給付を受ける人、作業を継続させながら自立を目指し自立訓練給付を受ける人、また将来的に就労を目指して就労移行支援を受ける人と様々な人がみえる。その人その人のニーズに即した事業を用意し、グループで活動することとなる。しかし、そこには、高齢者介護保険のような要介護認定をうけて判定されないと給付されない生活介護であったり、事業利用期間が限定される自立訓練であったり、工賃の額によっては受けられない就労移行支援であったりと、事業によっては、選択したくてもできないものが多くあり、すべて利用者のニーズに対応できるかといふとそうではない。

入所施設の日中活動も選択

入所施設も当然のことながら、自立支援法の施設体系の見直しがある。入所施設は、日中活動と、居住の支援に分けられる。居住支援は介護給付の中の施設入所に位置づけられる。日中活動は、通所施設と同様に介護給付の中の生活介護を選択する人や、自立訓練給付の自立(生活)訓練、就労移行支援などを選択する人などに分かれてくる。また、ここで強調されるのは、日中活動は施設の外で行われるのが望ましいというもの。きちんと生活の場と日中活動の場を分けていくべきという考え方である。したがって、企業などへの就職をめざした企業内実習も、また通所施設などの日中活動の場に参加するのも許されること。

入所施設は、日中活動の場を常に外にと考えて、受け入れ施設、企業などを開拓していく必要がある。

グループホームの形態も変化

今回の改革では、グループホームも変化がある。福祉ホームや通勤寮も含めて、ケアホーム(共同生活介護)と呼ばれる形態と、そのままグループホーム(共同生活援助)と呼ばれる形態に大きく分かれる形となる。ケアホームは、介護を要する障害者が7人~9人の大所帯で1グループをつくり、それを複数つなげて運営してもよいとのこと。何か施設に逆どりしたようなのだが・・・このケアホームは介護給付を受けて運営される。また、施設での自立訓練や就労移行支援を受けている障害者や、一般就労をしている障害者は、そのまま自立訓練給付を受けてのグループホームを利用する形となる。近隣にあるグループホームであれば、世話人さん1人で掛け持ちも出来るそうである。そして今までグループホーム利用者が、個人的にヘルパーを要請できたが、この改革では、バックアップ施設がヘルパーを要請することとなる。いずれにせよ、生活の部分でのケアが不十分にな

りそうで、比較的生活面でも自立している方でないと利用しづらくなる。

小規模作業所と通園事業は対象外?

櫻の木福祉会が運営する公益事業に、一宮市心身障害者小規模作業所「ピュアハウス」と重症心身障害者通園事業「らちえっと」がある。18年10月からスタートする今回の施設体系の見直し案の中には入っていない。したがって、介護給付の事業でも自立訓練等給付の事業でもないということ。都道府県や市町村がバックアップする地域生活支援事業に含まれられると聞く。しかし、新制度開始1~2年後には、小規模作業所は通所施設と同様の生活介護や自立訓練、就労移行支援などのサービスを提供する施設となるだろうし、通園事業の方は、福祉事業からはずされ医療事業になるかもしれないとも聞く。とりあえずは、18年4月開始の支援費1割負担の影響も受けない。それでも自立支援給付の対象となった折には同様の負担が生じるかもしれない。

施設はからのスタート



「施設は、今までの考え方を白紙にもどしていただき、新しい法律の中で新しいスタートを・・・」色々な方の行政説明や説明会で言われる。グランドデザインから始まつたこの自立支援法は、政府の三位一体改革の一環であり、国の施策を市町村に移譲するというもの。障害者中心の施策であったグランドデザインという言葉は今はすでに死語、財政難を乗り越える行政中心の法律に思えてくる。この利用者負担1割とか、新障害者介護認定とか、施設体系の見直し案を提案した方々、議会で可決した方々、はたして何人の方々が障害者の入所施設で一夜をおくった方がみえるだろうか・・・

次回「きぼう44号では、相談支援事業・介護認定などの話ができたらと思う。

=追記=

(全国通所更生施設等職員研修会に参加して)



平成17年11月17日、18日と全国知的障害者通所更生施設等職員研修大会が香川県松山市で開催された。分科会の発表を依頼されていたこともあり、遠路はるばる四国の地に足を踏み入れた。夜は、レセプションの料理をいただき快適なホテルライフを過ごす予定が、眠れない夜を送ることになる。1日目の行政説明の中で、厚生労働省の専門官からの障害者自立支援法、施設体系の見直しの説明を受けたから・・・

その内容をここで少し紹介する。

通所施設は、給食の提供は自由のこと。提供そのものをしなくてもよいし、業者委託給食、宅配給食業者利用でもよい。また、給食の単価も650円を上限に施設の裁量で決めてよいとのこと。利用者の弁当持込も可能。

施設には、支援費を月単位で22日分報酬として支給する。利用者が休んだり、施設が休業すればその分の支援費は、日割り計算で市町村等に返金しなければならない。週休2日制などで月に22日開業されていない施設は、土曜日・日曜日開業してもよい。

施設の定員の取り扱いを柔軟にする。休む人もあるだろうから、あらかじめ定員プラス数名の方の利用を認める。

この説明後、利用者のこと、施設のこと、職員のことなどが、頭中に渦巻き・・・

「施設に対する支援を廉価に」「利用者には浅く広くの支援を」「利用者、施設ともにそれなりの負担を」などといわんばかり。

利用者が中心に置かれてなく、施設運営には重荷ばかりの内容である。

「櫻の木園は、どんな施設になっていくのだろう・・・」それを考えると、のど越しが心地良い讃岐うどんも、のどを通らなかつた。
(櫻の木園 只井秀明)

地域・福祉コーナー



※楽しそうなフラダンス演技!!!

「福祉フェスティバルでの笑顔」

平成17年11月20日(日曜日)晴天の中、「福祉フェスティバルびさい」を開催させていただきました。私は、記録係として会場内外を撮影しておりました。皆様の笑顔を拝見させていただくことができ、私自身が元気とパワーをたくさんいただきました。それでは、元気な皆様の姿を少しご紹介させていただきます。



※子どもたちも貴重な体験をしました。

福祉作文を読むお子様を見守るご両親、先生方。力強い太鼓の音に大きな拍手をおくるご夫婦。タクマ氏による「くらしに笑顔の宅配便」と題した講演では、手をたたいて愉快

に笑う皆様の笑顔がたくさんありました。おばあちゃんと手をつなぎ、仲良く並んで歩く女の子。目の不自由なお連れ様を気づかい談笑しながら歩くお二人。車いすを押しながら模擬店で買った法兰クフルトをおいしそうほお張るご家族。バリアフリーそれは皆様の心の中にありました。



※視聴者に感じたことを伝える作文の朗読!

『あい、ふれあい、おもいやり』フェスティバルのスローガンにピッタリの皆様の笑顔、まごころを拝見し、私自身このお祭りに参加できることを大変光栄に思います。



※勇壮な和太鼓の演奏♪♪♪

ご協力、ご参加いただきました福祉関係団体・ボランティアの皆様本当にありがとうございました。

一宮市社会福祉協議会尾西支部 笹井

かしの木の会コーナー①

講演会「障害者自立支援法を考える」

講師：立命館大学教授 峰島 厚氏

障害者自立支援法が成立し不安な状況の中、かしの木の会では12月4日、立命館大学の峰島教授において頂き、「障害者自立支援法を考える」と題して講演並びに学習会を開催しました。

障害者自立支援法の施策はこれまでの障害者福祉とは大きく違い、また複雑なため全てを知るにはかなりの時間を要するので、今知っておかなければならぬこと、主に変わるところを中心にお話しいただきました。以下は、講演内容の要点です。

① 利用者負担が増える

これまで施設を利用しても応能負担のため、ほとんどの障害者は負担0円であったが、来年の4月より、サービスの利用料が1割負担となる。またサービス以外にホテルコストとして食費、居住費、日常生活費は全額負担となる。個々の家庭の状況によつて違うが通所の場合一般（課税世帯）だと29,200円、知的の入所だと81,000円の利用料となりかなり増える。

② 軽減措置もある

H18年4月から支援費をもとに利用料が計算され1割負担となるが、その前に事務手続きが始まる。1～2月迄に世帯の確認作業があり、課税・非課税によって払う段階が決定されるので、申請の時に扶養面での判断をすべき。同居していても扶養になつていなければ、利用者のみの所得で負担が決まる方法があるので、よく考えてから判断するとよい。自分から軽減して欲しいとの旨を伝えないと一般（課税世帯）となる。個別に減免してもらう方法もある。その場

合、本人の資産確認と収入確認作業がある。

③ 利用の仕方が変わる

どのサービスを使いたいのか、市の職員による聞き取り（障害程度区分認定）が4月から9月の間に行われる。勘案事項、サービス利用意向の聴取をして市町村が支給決定する。

④ サービスの内容が変わる

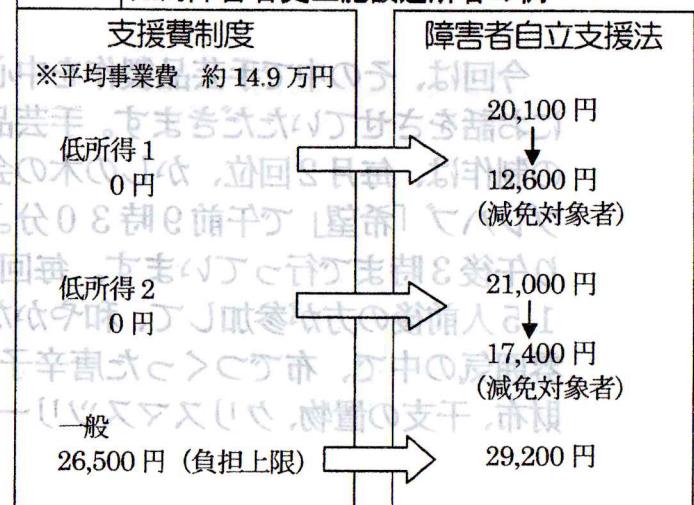
施設の名称が無くなり、3つの新しい事業体系（介護給付事業・訓練等給付事業・地域生活支援事業）となる。ほとんどの事業に障害の種別の限定が無く、入所の施設は24時間で考えるのではなく日中と夜間の事業を分けて考えないといけない。全般的にこれまで法人しかできなかつた通所施設は、条件が抜本的に緩和実・直され、一般企業でも参入することができるようになる。また給付の支払い方法が日払いとなり、そのため施設利用定員の規制が緩和される。

最後に峰島教授は、「今後は、障害者一人一人の生活をどう組み立てるか、誰が責任を持つのかが問われる。利用料の問題はあるが、この機会に《事業主はどう事業を展開するのか、利用する側はこれまでできなかったことをどうやってもらうか》この時期に来ている。」と結ばれた。

研修委員会 小塙峰子

在宅

知的障害者更生施設通所者の例



かしの木の会コーナー②

バザー委員会

今回の「かしの木の会コーナー」は、バザー委員会とのことで、みなさんに会の活動内容などをお話ししたいと思います。

バザー委員会は、昨年度まで収益委員会として活動してきました。今年度からは、改めてバザー委員会という名称のもとに活動しています。

もう、すでにみなさん御存知だとは思いますが、活動として主なものは、手芸品制作、不用品バザーの企画・実施、物資販売の斡旋などです。



(物資販売の斡旋風景)

今回は、その中で手芸品製作を中心にお話をさせていただきます。手芸品の制作は、毎月2回位、かしの木の会プレハブ「希望」で午前9時30分より午後3時まで行っています。毎回、15人前後の方が参加して、和やかな雰囲気の中で、布でつくった唐辛子、財布、干支の置物、クリスマスツリー、

リース等を作っています。

一般のボランティアの方も毎回2~3名参加してください、アドバイスを頂いたりもしています。

これからは、松坂屋福祉の店のバザーに向けて、五月人形、ふくろうの状差し、ベスト、エプロン、花ふきん等を頑張って作る予定です。何と言つても手の込んだ丹精こめた製品ばかりで、どの品物も好評を得ています。



(手芸品製作風景)

秋には、バザーが立て続けにあり品物を作るのに大変忙しい時期でした。みんなで協力し合い、何とか出店できました。ありがとうございました。

毎年バザーを楽しみに待っていて足を運んでくださる方や、品物を見てご意見をくださる方、色々な方がみえます。これからも、それの方々との出会いやふれ合いを大切にしながら、手芸品の製作に励みたいと思います。

最後ですが、バザーの収益金は、将来必要な事業や、運営資金に役立てています。

(バザー委員 西田典子)

施設コーナー

地域で暮らす最初 の一歩

—自活訓練事業について—

「はすいけホーム」をかしの木の里の4人の利用者の方が利用し始めてから、3ヶ月たちます。皆さんもようやく慣れ始め、「はすいけホーム」に行くことを楽しみにしています。今のところは、日中はかしの木の里の作業室にて仕事をし、夕方になると「はすいけホームへ」行きます。自転車だと速い方で7~8分、徒歩だと25分ほど掛かります。余程の荒れた天候で無い場合は、ご自分の力で雨具等を使用して行きます。

「はすいけホーム」とは、平成17年の10月からスタートした自活訓練事業で使用している借家の名前です。自活訓練事業は、知的障害者入所更生施設に入所している利用者が、半年または1年間、アパートもしくは借家での生活を体験し、そこから自らの選択で、グループホームへの地域移行を進めていく事業で、愛知県より強化推進事業に位置づけられています。

「地域移行」という言葉がさかんに言われている中で、かしの木の里が開所してから6年が経とうとしていますが、地域で暮らし始めた方はほとんどおりません。入所施設から地域で暮らすということが、本人、保護者、職員にイメージしにくかったためだとも思います。

現在、「はすいけホーム」の皆さんは、地域で暮らしていくための夜の部分のみの体験に終わっています。平日の日中や休日は、今までと変わりない入所施設で過ごしているのが現状です。これでは、本来の目的である「自分らしく、自らが生きているという実

感の中で、その人をとり巻く「地域」のたくさんの人垣の中で、当たり前の暮らしをしていくことになかなかつながっていません。

「これまでのかしの木の里での生活より、職員と料理をするなど少し変わったことができて楽しい」という方が大きいように思えます。

平成17年12月から、就労を目指した実習が始まりました。そのことが「はすいけホーム」の方々だけではなく、かしの木を利用している利用者、保護者、職員にとって「地域で暮らしていく」ことにリアリティーを持たせてくれるものだと思います。

かしの木の里 武田 信之



みんな
料理は上達
したかな?!



みんなで楽しい食事。今日の話題は?

文芸コーナー①

＜こぼれ話＞



※ご存知、在りし日の寅さん！！！

読者の皆さん、「男はつらいよ」という映画で主演の寅次郎を演じている俳優の渥美清さんと映画監督の山田洋次さんをご存知ですか。今回は、山田洋次監督が寅さんをモチーフにして書かれた本から少し面白い話を紹介します。山田監督が渥美清さんから聞いたという話なんですが、渥美さんの小学校時代、中学校時代は俗にいうエリートではなく、成績もだいたい一番ビリか二番目くらいだったらしいです。渥美さんは、クラスのお荷物だから、一番後ろに座らされている。彼の隣は知的障害の少年。授業はさっぱりわからないし、興味もない。面白くもおかしくもない。だから、ぼんやりと先生を観察したり、一所懸命勉強している生徒の横顔を見たりしながら、退屈な時間が過ぎていく。ところが、一所懸命に勉強している少年たちも一時間の授業のうちに、一度や二度、一息入れる時間があるんだそうです。先生もちょっとくたびれて、このへんで一息という感じになると、チョークを置いて言葉を止める。そうすると、生徒たちは一斉になんとなく渥美少年のほうを振り返ってみる。そのとき、渥美少年は、そこでおれの出番だとばかり、ニコニコっと笑うんだそうです。少年のころから、四角い顔した渥美さんの笑顔はとても面白かったんじゃないでしょうか。もう見ただけで吹き出すような笑い方をしたんじゃないでしょうか。それで、みんなが「ファーッ」と大声で笑う。そうすると、なぜかみんな元気がでてくるというんです。そして、ふたたび授業が始まると、みんな勉強に戻る。そして、渥美少年

には退屈な時間が始まる。

つまり、渥美清という人は、すでにこのころから映画の中の寅さんのように、一所懸命に働いて疲れほっと一息つきたいとき、いやなことが続いて、映画でも観て気晴らしたいなあと思うときに、精一杯の楽しい演技を観せて、その観客をワーッと大笑いさせて、大笑いした観客は少し元気が出て、また明日からがんばって生きていこうと思う、そういう役割を果たしていたわけですね。映画の中の寅さんは今でいう落ちこぼれですが、彼は一所懸命勉強に夢中になっているほかの生徒たちが、つい夢中になるあまり気づかない事柄を、勉強に関心のないゆえにちゃんと見ているのです。しかも、それは人間にとってとても大切なことであったりするんですね。知能指数が低いとか、ペーパーテストが零点だとかいうのは、そんなものは人間の能力のごく一部分の評価にすぎません。むしろ、わたしたちが相手を敬い、信頼し、思いやるなどの人間的な営みというものはもっと違った次元から、人間関係の深みに降り立ったところから、渥美さんのような天才でもないかぎり、不断の自覚的努力のうちに神様からの賜物として授けられるものではないでしょうか。

今回も吉川先生から戴いた本の中から少し紹介いたしました。 作業所の茗荷人の独白

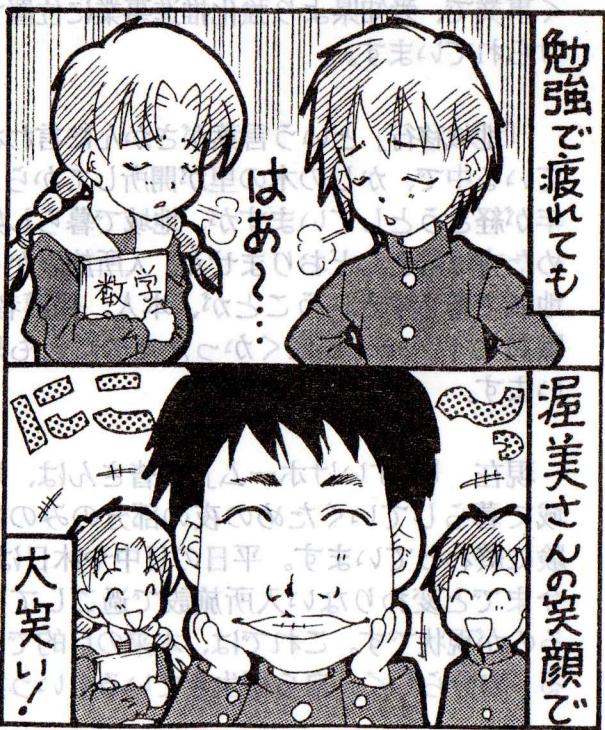


イラスト by オオノ

文芸コーナー

樂^ノ詩^一事^二の夢^三にE^四一^五J^六の月^七
るち^八ソ^九ア^十詩^{十一}業^{十二}サ^{十三}ル^{十四}や^{十五}も^{十六}
り^{十七}ソ^{十八}夢^{十九}に^{二十}ア^{二十一}詩^{二十二}月^{二十三}イ^{二十四}



月も好し虫もよく鳴く夜の散歩
そのかみの開拓村はいま花野

岡田たみ子
娘田清子

夫と孫夜長を囲碁に熱中す
せんざーである門灯ふみずゆく
ぎんなんを庭にまで干し大掛

木の山の上に置く。直ぐに、古墳の裏見事に、
木の山子古墳に預け置く。

服部愛子

江崎敦子 森青山

石積みの海女の磯畠小鳥来る
学ぶ事多き余生や秋灯下
心身をほぐす打たせ湯祓の月
嫁入りの船を速ねて秋晴るる

栗山チヨコ
（日）
玉腰たが子

向き向きに風受け流すねこじやらし
貴船萬系引く雨を窓越しに
ベンギンのやうに母子歩す花野かな
コンサートホールさながら輝しぐれ

木の会
8100年
横山好子
大野克昌
杉浦光枝

一宮市尾西俳句会

栗山子

向き向きに風受け流すね二じやらし

杉浦光枝

お知らせコーナー

行事予定 1月～3月

1月 27日(金)

障害者自立支援法について一宮市による行政説明会

場所：南部公民館

時間：10:00～

2月 1日(水)～6日(月)

第26回障害者作品即売会

福祉の店（松坂屋本店）

かしの木の出店は2/1と2/2の予定

3月 5日(日)

ボランティア連絡会

（一宮市社会福祉協議会尾西支部）

3月 12日(日)

いずみまつり（いずみ作業所）

☆☆☆ かしの木音楽会 ☆☆☆ 輝け未来～この大地に僕らは唄う～

とき： 平成18年2月12日(日)

時間： 12:00 開場 / 13:00 開演

場所： 尾西グリーンプラザ講堂

出演： 大島圭太、ナッキー、inner logic,
swan river daisy

入場： 無料

広報委員会からのお願い
「きぼう」の記事を募集しています。どんなことでも構いません。身近な情報、話題をお待ちしております。

広報委員会まで

★ ボランティアさん募集

毎月のレクレーション等の行事を一緒に楽しみたい方！作業と一緒に手伝ってくださる方！何でも結構です。先ずはご連絡ください

かしの木の里 担当 武田、鷺尾まで
桜の木作業所 担当 山本まで
桜の木園 担当 丹内まで

自主製品 販売中

桜の木園 花苗、EMほかし、スツール、何でもひも

桜の木作業所 お掃除シート・ワイパー、ハーバルバス

かしの木の里 ビーズ、革、とんぼ玉、陶芸、5本指靴下、さわり織り、手芸、押し花、木工、花苗、石鹼など

お近くにお越しの際は、是非、お立ち寄りご覧ください。

平成18年度普通(上級)救命講習会

・平成18年1月15日(日) 13:00～16:00

普通救命講習会 一宮市消防署

・平成18年2月18日(土) 13:00～16:00

普通救命講習会 木曽川消防署

・平成18年3月12日(土)、13日(日)

13:00～17:00 (2日間通じて参加)

上級救命講習会 尾西消防署

・費用 無料

・参加対象者 普通救命講習会は、一宮市内在住・在勤・在学で中学生以上。上級救命講習会は、一宮市内在住・在勤・在学で18歳以上。申し込みは！

一宮市消防署救急管理グループ 0586-72-1103

広報誌「きぼう」の購読会員募集

詳しくは、かしの木の里内 かしの木の会までご連絡ください。

地域の人々に支えられ、地域の人々と共に

かしの木

かしの木の会 事務局 〒494-0018 愛知県一宮市富田字砂原2147番地 Tel 0586-63-2111

かしの木の里内 Fax 0586-61-1200

桜の木福祉会☆桜の木作業所 一宮市富田字漆畠16番地 Tel/Fax 0586-61-6055/61-6514

☆桜の木園 一宮市富田字若宮17番地 Tel/Fax 0586-62-8202/62-8253

☆かしの木の里 一宮市富田字砂原2147番地 Tel/Fax 0586-63-2111/61-1200